

(お知らせ)

令和5年9月22日
防 衛 省

自衛官の定年年齢の引上げについて

昨年12月に策定された国家防衛戦略及び防衛力整備計画において、防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤を強化する観点から、知識・技能・経験等を豊富に備えた人材の一層の活用を図るため、精強性にも配慮しつつ、自衛官の定年年齢の引き上げを行うこととされています。

これを踏まえ、今般自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）を改正し、本年10月に1尉から1曹の階級にある自衛官の定年年齢を1年引き上げることとしました。更に、令和6年10月に1佐から3佐、2曹及び3曹の階級にある自衛官の定年年齢を1年引き上げる予定です。

(以上)

(別紙)

	現行	令和5年10月	令和6年10月
1佐	57歳	57歳	58歳
2佐	56歳	56歳	57歳
3佐	56歳	56歳	57歳
1尉	55歳	56歳	56歳
2尉	55歳	56歳	56歳
3尉	55歳	56歳	56歳
准尉	55歳	56歳	56歳
曹長	55歳	56歳	56歳
1曹	55歳	56歳	56歳
2曹	54歳	54歳	55歳
3曹	54歳	54歳	55歳